



行政システム再構築プランに沿って町が進める施策の一つにある、都市計画税の西部地区の賦課（課税）について、町民皆様に示し、検討していくために、「都市計画税」の内容を紹介します。

■ 都市計画税の賦課に至る経緯

現在、当別町で都市計画税が賦課されている区域は、本町地区、西部地区にある用途地域 542ha のうち、本町地区の 377ha です。

本町地区が賦課されるまでの経緯については、昭和 51 年に用途地域が指定されてから、一定の都市計画施設の整備がなされた 8 年後、昭和 59 年から賦課されています。

平成 8 年、西部地区における用途地域指定時の説明会において、西部地区の都市計画税については、本町地区と同様に「一定の都市計画施設の整備がなされたのち、賦課をする」と説明をしています。

西部地区においては、現在までに「あいあい公園」、「遊遊公園」及び「下水道」の都市計画施設の整備がなされており、条件的にも本町地区が賦課された当時と同等の整備状況となっています。

■ 今後の都市計画施設の整備について

9 月号で紹介したとおり、未整備の都市計画施設はまだあります。未整備部分の各都市計画施設の整備に要する費用として、街路事業が約 205 億円、公園・緑地事業が約 18 億円、下水道事業が約 71 億円と試算しています。

また、都市計画施設の整備に要した公債費（借金）の償還残高は平成 18 年度末現在、約 121 億円となっています（償還にかかる期間は 20 ～ 30 年）。

なお本町地区同様、西部地区にも、道央圏連絡道路と道道札幌当別線及び道道岩見沢石狩線を主軸とした、新たな都市計画道路網について、検討も必要と考えています。

■ 都市計画税の賦課区域

当別町の都市計画税の賦課地域については「都市計画税は、都市計画法第 5 条の規定により指定された都市計画区域のうち用途地域内に所在する土地及び家屋に対し、その価格を課税標準として、当該土地または家屋の所有者に課する。ただし、当分の間、太美町、獅子内、当別太、太美スターライト及び太美南の用途地域内に所在する土地及び家屋についてはこの限りでない。」となっていますが、西部地区についても、本町地区同様に【用途地域】を基本と考えています。



■ 今後の予定

説明会等の日程は 11 月頃を予定しています。

▼ 問合せ

課税区域など 建設水道部都市計画課都市計画係
 (☎ 23 - 3198)
 税額など 総務部税務課資産税係
 (☎ 23 - 2333)